

○藤沢市平和基金条例

平成元年 3 月 31 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言(昭和 57 年藤沢市告示第 29 号)及び藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例(平成 7 年藤沢市条例第 47 号)の趣旨を体し、核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与することを目指して行う事業の財源を確保するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条の規定に基づき、藤沢市平和基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平成 7 条例 47・一部改正)

(積立額)

第 2 条 基金として積立てる額は、5 億円とする。

(積立て)

第 3 条 毎年度基金として積立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

- (1) 基金の趣旨に添う寄付金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(基金の管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に掲げる事業の費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の処分することができる額は、前条の規定により基金に編入された収益金額に相当する額の範囲内とする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(平成 11 条例 21・旧附則・一部改正)

2 当分の間、第 6 条第 2 項の規定は、適用しない。

(平成 21 条例 16・全改)

附 則(平成 7 年条例第 47 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 21 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 16 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。